

平成30年5月30日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市本庁舎整備審議会

会長 澤 井 安 勇

### 本庁舎の整備に関し必要な事項について（答申）

さいたま市本庁舎整備審議会は、さいたま市長からの諮問（平成24年12月19日付政政企第2746号「本庁舎の整備に関し必要な事項について」）を受け、本庁舎の整備に関する基本的な考え方、機能、規模、位置、整備の進め方その他必要となる事項について審議してきました。

このたび、本庁舎の整備に関し必要な事項について取りまとめましたので、別紙のとおり答申します。



さいたま市本庁舎整備審議会 答申

平成30年5月

さいたま市本庁舎整備審議会



## はじめに

本審議会では、平成12年9月5日付で旧浦和市・大宮市・与野市における合併協議会において合意された合併協定書、並びに、これまでの「新市庁舎庁内検討会議」及び「さいたま市庁舎整備検討委員会」での協議経過を踏まえつつ、あるべき「本庁舎のあり方」を常に念頭に置きながら、本庁舎の整備に関し必要となる事項について、21回にわたる審議を重ねてきました。

審議経過については、まず、さいたま市及び現庁舎の現状と課題等の前提条件の整理をした上で、「本庁舎のあり方」を方向付ける基本的な考え方及び機能について十分な時間を掛けて審議し、その結果を平成27年度に「中間整理」として取りまとめました。

その後、中間整理の結果を踏まえ、規模、位置、整備の進め方等について、順次審議を進め、最終的な意見を得るに至りました。

5年余にわたり、常に真摯に御審議頂いた委員の皆様をはじめ、関係各位に感謝を申し上げます。

以下、「1. 基本的な考え方及び機能」より、審議会の意見を述べます。

## 1. 基本的な考え方及び機能

「基本的な考え方及び機能」は、さいたま市の新しい本庁舎のあるべき姿及びその実現に向けて配慮すべき事項を示すものであり、「2. 規模」以下に述べる意見の基調となるものです。

### (1) 効果的、効率的に行政運営が行える庁舎

さいたま市の新しい本庁舎は、政令指定都市の市政運営の拠点として、市民に身近なサービスを提供する区役所との役割分担を前提に、必要な機能を検討した上で、それに沿った効果的、効率的に行政運営が行える庁舎とすべきと考えます。

このため、本庁舎に求められる行政事務の遂行のために必要な面積と空間機能を備えるとともに、長期的な視点から将来の変化に柔軟に対応できる庁舎とすることが望まれます。

### (2) 防災中枢拠点として災害に対応できる庁舎

さいたま市の新しい本庁舎は、市民の安心・安全を守る防災中枢拠点として、区役所との適切な機能分担のもと、地震などの災害に迅速に対応できる庁舎とすべきと考えます。

このため、災害応急活動や災害復旧活動を総合的に統括する高い防災機能や、広域的な支援機能を有し、安全に業務が継続できる庁舎とすることが望まれます。

### (3) さいたま市の都市づくりの一翼を担う庁舎

さいたま市の新しい本庁舎は、さいたま市が鉄道や高速道路など交通の利便性の高さにより、120万人を超える人口の集積や、業務、商業、行政等様々な都市機能が集積するなど、活力ある東日本の中核都市として更なる発展が期待されていることから、これからのさいたま市の都市づくりの一翼を担う庁舎とすべきと考えます。

このため、各地域の拠点への様々な都市機能の集積と拠点間のネットワークの形成を図っていく中で、市全体及び地域における都市づくりと調和し、また活性化を促す中核

的施設にふさわしい庁舎とすることが望まれます。

#### (4) 長期的な視点から環境にやさしい庁舎

さいたま市の新しい本庁舎は、長期的な視点に立ち、持続可能であり、環境負荷の低減や周辺環境への影響や、その保全にも配慮した、環境にやさしい庁舎とすべきと考えます。

このため、耐久性や費用、最新の技術動向を踏まえた最適な整備を行いライフサイクルを通じた長期的な環境負荷の抑制に幅広い配慮をした庁舎とすることが望まれます。

#### (5) すべての人が使いやすいユニバーサルデザインを実践する庁舎

さいたま市の新しい本庁舎は、すべての人が使いやすく、働きやすいユニバーサルデザインを実践する庁舎とすべきと考えます。

このため、年齢、性別、国籍、障害の有無などに関わらず心の優しさと思いやりを感じられるデザインを採用するとともに、安全・安心・快適に本庁舎にアクセスでき、サービスを利用できる庁舎とすることが望まれます。

#### (6) さいたま市のシンボルとなる庁舎

さいたま市の新しい本庁舎は、さいたま市の歴史や自然、文化など地域特性を生かし、さいたま市らしさを内外に発信するとともに、市民が集まり、\*シビックプライドの醸成にも資する、さいたま市のシンボルとなる庁舎とすべきと考えます。

このため、さいたま市らしさを表現するデザインの採用や市の魅力をPRする機能を持つとともに、全市的なイベントの開催に活用できる空間や、来賓に対応できる迎賓機能を有する庁舎とすることが望まれます。

#### (7) 多様な主体による協働や市民交流が行われる庁舎

さいたま市の新しい本庁舎は、多様な主体による全市的な協働や市民交流が行われる庁舎とすべきと考えます。

このため、産学官などによる多様な連携と創造の場となる空間と設備を確保するとと

もに、セキュリティに配慮し、誰もが気軽にいつでも憩うことができ、市民の社会参加や相互交流に利用することができる空間を備えた庁舎とすることが望まれます。

※シビックプライド；都市に対する市民の誇り・愛着

## 2. 規模

本庁舎の「規模」については、「基本的な考え方及び機能」に対応するものとして、国の基準（国土交通省基準及び旧総務省基準）、他政令指定都市等の事例、現庁舎の実態などを参考に、行政部分（基本スペース並びに市民利用スペース等）と議会部分について算定し、行政部分と議会部分は一体的な配置が望ましいとの考えの下、それぞれの合算面積を全体面積として想定しました。

### （1）行政部分について

行政部分のうち基本スペース（執務室、倉庫、会議室、その他諸室等、駐車場（公用車）、危機管理機能）については、国土交通省基準等を踏まえ、政令指定都市の本庁舎として必要な機能を発揮しうる面積を確保するものとし、34,000m<sup>2</sup>程度と想定しました。

また、行政部分のうち、現状では極めて狭隘となっている市民利用スペース（136.5 m<sup>2</sup>）については、「1. 基本的な考え方及び機能」の「さいたま市のシンボルとなる庁舎」及び「多様な主体による協働や市民交流が行われる庁舎」の条件を反映して、現況を大きく上回る3,000m<sup>2</sup>程度と想定しました。

### （2）議会部分について

議会部分については、円滑な議会活動が行える審議スペース、傍聴スペース等を確保するものとし、旧総務省基準から3,000m<sup>2</sup>程度と想定しました。

### （3）全体規模について

以上のことから、本庁舎の全体規模（現況32,000m<sup>2</sup>程度）について、行政部分37,000m<sup>2</sup>程度、議会部分3,000m<sup>2</sup>程度、合計40,000m<sup>2</sup>程度と想定しました。

なお、この規模は、現在想定しうる範囲に限られており、今後の社会経済状況や建築技術の進展、立地条件等を踏まえ、建設段階までに、市において必要に応じ加減されるべき性格のものと考えます。

### 3. 位置

本庁舎の「位置」については、「基本的な考え方及び機能」から、都市づくりとの整合性、防災性、人や情報の集積性、交通利便性、国・県等の関係機関との近接性、シンボル性などの視点から多角的な検討を行いました。

#### (1) 位置についての基本的視点について

まず、さいたま市の都市づくりの方向性と整合させるためには、本庁舎の立地は、さいたま市の将来都市構造の中で、高度で広域的な都市機能が集積し、広域的な都市活動や市民生活の拠点となる「都心」が相応しいと考えました。

次に、防災拠点の機能を果たすためには、災害リスクが比較的少ない台地上で、緊急輸送道路に近接していることが相応しいと考えました。

また、官公庁など他の施設との機能分担や連携を図るためには、人や情報、施設が集積する場所、交通利便性の高い場所が相応しいと考えました。

なお、交通利便性の高い場所については、単に鉄道や道路が整備されているということだけでなく、多様な市民の利便性確保という視点から、最寄り駅からの徒歩によるアクセス性、併せて国・県等の関係機関の近接性や人口重心との関係についても考慮しました。

さらに、シビックプライド醸成のためにも、シンボル性がある場所が相応しいと考えました。

#### (2) 候補地区の設定

上記の観点から、『浦和駅周辺地区』及び『大宮駅周辺・さいたま新都心周辺地区』の2つの「都心」に含まれる「浦和駅」、「大宮駅」及び「さいたま新都心駅」から都市計画上の一般的な徒歩圏である半径800mのエリアをそれぞれ本庁舎の候補地区として設定し、(1)の諸条件について比較検討を行いました。

### (3) 位置について

3地区について比較検討を行った結果、総合的にみて、「さいたま新都心駅周辺（半径800m圏内）」が最も望ましいと考えます。

## 4. 整備の進め方

新しい本庁舎の整備を進めるに当たっては、次の各事項について十分配慮されるべきものと考えます。

- ① 社会経済情勢を注視し、財政負担軽減の観点から市の財政状況や公共施設マネジメント計画などにも十分配慮しつつ、市民の理解が得られるよう周知に努めること。
- ② 最終的な建設時期及び建設場所に応じ、現時点ではその具体的な内容を確定することが難しい諸要素を考慮し、時代に即し、かつ周辺都市整備との整合を含め当該立地に適した整備となるよう民間活力の活用など、多様な整備手法を検討すること。また、状況変化に応じた弾力的な空間活用が可能となるよう配慮すること。
- ③ 土地の確保に当たっては、公有財産の活用、定期借地権の設定や土地の等価交換など様々な選択肢を検討すること。
- ④ 長期的な視点を持ち、メンテナンスや維持管理のしやすさを考慮すること。
- ⑤ 最寄り駅からのアクセス性の向上に常に配慮すること。

## おわりに

さいたま市本庁舎の整備については、さいたま市誕生から17年を経過した現在においても未だ残された重要課題であることに鑑み、市においては、本答申を受けて、スピード感を持って本庁舎の整備方針の検討等に取り組まれることを望みます。また、耐震補強工事を進めている現庁舎についても、今後、その利活用の方法などが十分検討されるよう望みます。

(以上)



## 付属資料

資料 1 : さいたま市本庁舎整備審議会条例

資料 2 : さいたま市本庁舎整備審議会委員名簿

資料 3 : さいたま市本庁舎整備審議会の経過

資料 4 : 中間整理（基本的な考え方及び機能）（第 1 4 回審議会資料）

資料 5 : 規模に関する検討資料（修正版）（第 1 7 回審議会資料）

資料 6 : 規模に関する論点整理（修正版）（第 1 7 回審議会資料）

資料 7 : 位置に関する総括資料（第 1 8 回審議会資料）

資料 8 : 位置に関する比較表（第 1 9 回審議会資料）

## ○さいたま市本庁舎整備審議会条例

平成24年7月3日

条例第38号

改正 平成27年3月12日条例第1号

## (設置)

第1条 市長の諮問に応じ、本庁舎の整備に関し必要な事項を調査審議するため、さいたま市本庁舎整備審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

## (組織)

第2条 審議会は、委員25人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 市民代表者

## (任期)

第3条 委員の任期は、第1条の市長の諮問に対し審議会が答申するまでの間とする。

## (会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

## (会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

4 審議会は、必要があると認めたときは、委員以外の者に対し、出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

## (庶務)

第6条 審議会の庶務は、都市戦略本部において処理する。

(一部改正〔平成27年条例1号〕)

## (委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定め

る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年3月12日条例第1号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

## さいたま市本庁舎整備審議会委員名簿

(敬称略)

区分	氏名	所属・職	役職
学識経験を有する者	稲垣 景子	横浜国立大学大学院都市イノベーション研究院 特別研究教員	
	大森 宣暁	宇都宮大学地域デザイン科学部社会基盤デザイン学科 教授	
	小川 秀樹	株式会社 埼玉新聞社 代表取締役社長	
	齋藤 友之	埼玉大学大学院人文社会科学部研究科 教授	
	作山 康	芝浦工業大学システム理工学部環境システム学科 教授	職務代理者
	澤井 安勇	法政大学大学院公共政策研究科 元客員教授	会長
	吉田 育代	株式会社 日本経済研究所 執行役員 調査本部 上席研究主幹	
関係団体の代表者	鵜沢 勇	さいたま市PTA協議会 相談役	
	久世 晴雅	青少年育成さいたま市民会議 会長	
	佐伯 鋼兵	さいたま商工会議所 会頭	
	佐藤 公則	公益社団法人 埼玉中央青年会議所 理事長	
	佐藤 美也子	さいたま市障害者協議会 理事	
	清水 志摩子	公益社団法人 さいたま観光国際協会 会長	
	根本 淑枝	社会福祉法人 さいたま市社会福祉協議会 副会長	
市民代表者	島田 正次	西区自治会連合会 会長	
	田中 孝之	北区自治会連合会 会長	
	松本 敏雄	大宮区自治会連合会 会長	
	齋藤 英一	見沼区自治会連合会 会長	
	富澤 洋	中央区自治会連合会 会長	
	茂木 武久	桜区自治会連合会 会長	
	藤枝 陽子	浦和区自治会連合会 会長	
	石川 憲次	南区自治会連合会 会長	
	鈴木 甫	緑区自治会連合会 会長	
	三次 宣夫	岩槻区自治会連合会 会長	

## 退任委員（任期・五十音順：敬称略）

積田 優	（公益社団法人埼玉中央青年会議所理事長）	（平成24年12月～25年 1月）
鈴木 甫	（緑区自治会連合会会長）	（平成24年12月～25年 4月）
磯田 和男	（さいたま市PTA協議会会長）	（平成24年12月～25年 7月）
小原 茂	（浦和区自治会連合会会長）	（平成24年12月～25年 7月）
武井 義一	（桜区自治会連合会会長）	（平成24年12月～25年 7月）
土橋 章次	（西区自治会連合会会長）	（平成24年12月～25年 7月）
中村 みよ子	（中央区自治会連合会会長）	（平成24年12月～25年 7月）
橋本 昭司	（大宮区自治会連合会会長）	（平成24年12月～25年 7月）
厚川 弘毅	（公益社団法人埼玉中央青年会議所理事長）	（平成25年 1月～26年 3月）
首藤 康夫	（南区自治会連合会会長）	（平成24年12月～26年 6月）
松永 功	（さいたま商工会議所会頭）	（平成24年12月～26年10月）
星野 真一	（公益社団法人埼玉中央青年会議所理事長）	（平成26年 3月～27年 3月）
浅輪 田鶴子	（さいたま市障害者協議会会長）	（平成24年12月～27年 3月）
伊藤 巖	（北区自治会連合会会長）	（平成24年12月～27年 7月）
押切 勇	（桜区自治会連合会会長）	（平成25年 7月～27年 7月）
篠原 千恵子	（緑区自治会連合会会長）	（平成25年 7月～27年 7月）
島 頼子	（公益社団法人さいたま観光国際協会副会長）	（平成24年12月～27年 7月）
高橋 利夫	（浦和区自治会連合会会長）	（平成25年 7月～27年 7月）
山田 長吉	（見沼区自治会連合会会長）	（平成24年12月～27年 7月）
金子 肇	（公益社団法人埼玉中央青年会議所理事長）	（平成27年 3月～28年 1月）
吉田 浩士	（公益社団法人埼玉中央青年会議所理事長）	（平成28年 1月～29年 1月）
菅原 麻衣子	（東洋大学ライフデザイン学部人間環境デザイン学科准教授）	（平成24年12月～29年 3月）
新谷 健生	（桜区自治会連合会会長）	（平成27年 7月～29年 7月）
黒岩 清	（西区自治会連合会会長）	（平成25年 7月～29年 7月）
田中 岑夫	（岩槻区自治会連合会会長）	（平成24年12月～29年 7月）
永島 邦夫	（中央区自治会連合会会長）	（平成25年 7月～29年 7月）
星野 孝男	（緑区自治会連合会会長）	（平成27年 7月～29年 7月）
三宅 貫三	（社会福祉法人さいたま市社会福祉協議会副会長）	（平成24年12月～29年 7月）
柳下 泰夫	（南区自治会連合会会長）	（平成26年 6月～29年 7月）
丸山 正	（公益社団法人埼玉中央青年会議所副理事長）	（平成29年 1月～30年 3月）

## さいたま市本庁舎整備審議会の経過

回数	開催年月日	議題
第1回	平成24年12月19日	1 これまでの検討の経緯等について 2 審議会の進め方について
第2回	平成25年1月29日	1 現本庁舎の現状と課題等
第3回	3月18日	前提条件の整理（その2） 1 さいたま市の都市構造について 2 本庁と区役所等との関係について 3 類似都市との比較について
第4回	7月31日	1 前回までの審議について 2 前提条件の整理（その3）
第5回	10月30日	1 基本的な考え方
第6回	12月25日	1 基本的な考え方（その2）
第7回	平成26年3月27日	1 基本的な考え方及び機能（その1）
第8回	6月5日	1 基本的な考え方及び機能（その2）
第9回	10月31日	1 基本的な考え方及び機能（その3）
第10回	平成27年3月26日	1 中間整理（基本的な考え方及び機能）
第11回	7月29日	1 中間整理（基本的な考え方及び機能）
第12回	11月10日	先進事例視察（豊島区役所）
第13回	平成28年1月28日	1 中間整理（基本的な考え方及び機能） 2 今後の進め方
第14回	3月28日	1 中間整理（基本的な考え方及び機能）[報告] 2 規模
第15回	7月8日	1 規模
第16回	10月6日	1 規模
第17回	平成29年1月20日	1 規模 2 位置
第18回	7月20日	1 位置
第19回	10月3日	1 位置 2 整備の進め方
第20回	平成30年1月31日	1 整備の進め方
第21回	3月22日	1 答申案のまとめ

## 中間整理（基本的な考え方及び機能）

## 基本的な考え方及び機能

この「基本的な考え方及び機能」は、本庁と区役所との役割分担を前提としたさいたま市の新しい本庁舎のあるべき姿及びあるべき姿を実現していくために配慮すべきことを示すものであり、規模、位置及び整備の進め方についての基調となるものです。

## 1 効果的、効率的に行政運営が行える庁舎

さいたま市の新しい本庁舎は、政令指定都市の市政運営の拠点として、市民に身近なサービスを提供する区役所との役割分担を前提に、必要な機能を検討した上で、それに沿った効果的、効率的に行政運営が行える庁舎とすべきと考えます。

このため、本庁舎に求められる行政事務の遂行のために**必要な面積と空間機能**を備えるとともに、**長期的な視点から将来の変化に柔軟に対応**できる庁舎とすることが望まれます。

## 【具体的な例】

- 効果的、効率的な行政事務の遂行に必要な執務空間と会議空間、書庫や倉庫等
- 行政機能と議会機能の相互連携を考慮した配置
- 組織間の連携の程度を考慮したフロア配置
- 組織を超えた業務を推進するためのミーティングスペース
- 効果的・効率的な行政システムの確立及びそれに沿った必要な面積と空間機能
- 国や県からの権限移譲による事務の増加など行政需要の変化に柔軟に対応できる構造と空間
- フロアや区画の特性に応じたセキュリティゾーニング

## 2 防災中枢拠点として災害に対応できる庁舎

さいたま市の新しい本庁舎は、市民の安心・安全を守る防災中枢拠点として、区役所との適切な機能分担のもと、地震などの災害に迅速に対応できる庁舎とすべきと考えます。

このため、災害応急活動や災害復旧活動を総合的に統括する**高い防災機能**や、**広域的な支援機能**を有し、**安全に業務が継続**できる庁舎とすることが望まれます。

## 【具体的な例】

- 必要な空間や設備、情報の収集分析及び伝達する機能等
- 本庁舎と消防本部機能の一体的な配置など、防災機能を高めるための施設配置
- 飲料水・食糧・生活必需品等の備蓄と、支援物資等の集配に対応した建物内外の空間
- 災害時と平常時の兼用を想定した空間
- 災害時に必要なエネルギーを確保する非常用発電機等
- 国・県、他自治体等との連携による広域的な支援機能
- 災害リスクを避けた立地あるいは地域のハザードを考慮した建物の設計や利用

## 3 さいたま市の都市づくりの一翼を担う庁舎

さいたま市の新しい本庁舎は、さいたま市が鉄道や高速道路など交通の利便性の高さにより、120万人を超える人口の集積や、業務、商業、行政等様々な都市機能が集積するなど、活力ある東日本の中核都市として更なる発展が期待されていることから、これからのさいたま市の都市づくりの一翼を担う庁舎とすべきと考えます。

このため、各地域の拠点への様々な都市機能の集積と拠点間のネットワークの形成を図っていく中で、市全体及び地域における**都市づくりと調和し、また活性化を促す**中核的施設にふさわしい庁舎とすることが望まれます。

## 【具体的な例】

- 中核的施設にふさわしい立地
- 多様な交通手段を利用可能とする交通利便性への配慮
- 周辺地域の魅力向上や活性化に資するオープンスペース
- 周辺地域の魅力向上につなげるためのエリアマネジメントへの配慮

## 4 長期的な視点から環境にやさしい庁舎

さいたま市の新しい本庁舎は、長期的な視点に立ち、持続可能であり、環境負荷の低減や周辺環境への影響や、その保全にも配慮した、環境にやさしい庁舎とすべきと考えます。

このため、耐久性や費用、最新の技術動向を踏まえた最適な整備を行いライフサイクルを通じた**長期的な環境負荷の抑制**に幅広い配慮をした庁舎とすることが望まれます。

## 【具体的な例】

- 計画、建設から運用（維持・修繕・改修）、取壊しまでの各段階における環境負荷の低減
- 将来にわたって維持管理しやすい建物（ライフサイクルコストへの配慮）
- 用途の変更など将来の変化に対応できる構造・工法・資材等
- 緑化や風の道など周辺環境への配慮
- 省エネルギーへの取組や再生可能エネルギーの活用

## 5 すべての人が使いやすいユニバーサルデザインを実践する庁舎

さいたま市の新しい本庁舎は、すべての人が使いやすく、働きやすいユニバーサルデザインを実践する庁舎とすべきと考えます。

このため、年齢、性別、国籍、障害の有無などに関わらず**心の優しさ**と**思いやりを感じられるデザイン**を採用するとともに、**安全・安心・快適に本庁舎にアクセスでき、サービスを利用できる**庁舎とすることが望まれます。

## 【具体的な例】

- 心の優しさと思いやりを感じさせるデザイン
- 各種法制度等を踏まえたハードとソフト両面の対応
- 健康にも配慮した環境整備
- 手すりや視覚障害者誘導用ブロックなどが設置された誰もが利用しやすい誘導路
- 十分な乗降スペースなどを備えた誰もが利用しやすい駐車場
- 誰もが利用しやすい窓口・執務室・多機能トイレ、授乳室等の施設・設備やサイン
- 災害弱者に対応した避難経路等

## 6 さいたま市のシンボルとなる庁舎

さいたま市の新しい本庁舎は、さいたま市の歴史や自然、文化など地域特性を生かし、さいたま市らしさを内外に発信するとともに、市民が集まり、シビックプライドの醸成にも資する、さいたま市のシンボルとなる庁舎とすべきと考えます。

このため、**さいたま市らしさを表現するデザインの採用や市の魅力をPRする機能**を持つとともに、**全市的なイベントの開催に活用**できる空間や、来賓に対応できる**迎賓機能**を有する庁舎とすることが望まれます。

## 【具体的な例】

- さいたま市の魅力を発信していく拠点
- さいたま市全体としてのコンセプトを表現するデザイン
- 市民の心の拠り所となる広場など、全市的イベントに活用できる空間
- 市民が集まり、シビックプライドの醸成につながるような、シンボル性の表現
- 式典の開催や来賓への対応も可能な空間

## 7 多様な主体による協働や市民交流が行われる庁舎

さいたま市の新しい本庁舎は、多様な主体による全市的な協働や市民交流が行われる庁舎とすべきと考えます。

このため、産学官などによる**多様な連携と創造の場**となる空間と設備を確保するとともに、**セキュリティに配慮し、誰もが気軽にいつでも憩うことができ、市民の社会参加や相互交流に利用**することができる空間を備えた庁舎とすることが望まれます。

## 【具体的な例】

- 優れた政策立案のために多様なメンバーが集い創造性を発揮する環境
- セキュリティに配慮しつつ、土日や夜間など閉庁時にも市民が利用できる空間
- 全市的な行事や会議等の開催に対応可能な会議室や広場等
- 誰もが憩い交流できる、自由に使える食堂やカフェや広場等
- 庁舎の内外を一体的に連動させて使用できる空間
- 平常時は市民の憩いの場となる、防災機能も備えた広場

規模に関する検討資料（修正版）

※本資料における参考規模は、審議会で検討するためのたたき台として、国土交通省基準等により作成したものです。

単位：㎡

内訳		現況 ※1	参考規模 (想定職員1,750人)	考え方	
行政機能	基本機能	① 執務室	13,764.8	14,817.7	国土交通省 現況+1,052.9㎡
		② 倉庫	1,090.8	1,926.3	国土交通省 現況+ 835.5㎡
		③ 会議室	1,105.1	1,657.7	現況×1.5 現況+ 552.6㎡
		④ その他諸室・共用部分	12,254.7	12,821.5	国土交通省 現況+ 555.8㎡
		1 電話交換室	100.7	(347.0)	
		2 宿直室(2名)	30.0	(13.0)	
		3 庁務員室	0.0	(0.0)	
		4 湯沸室	154.1	(13.0)	
		5 受付・警備員室(2名)	40.6	(6.5)	
		6 医務室	0.0	(173.0)	
		7 売店等	204.6	(148.8)	
		8 食堂及び喫茶	0.0	(590.0)	
		9 理髪室	0.0	(55.0)	
		10 機械室	3,290.4	(1865.0)	
		11 電気室	0.0	(315.0)	
	12 自家発電室	158.8	(68.0)		
	13 便所・洗面所	503.9	(560.0)		
	14 廊下・階段等	6,426.4	(8667.3)		
	15 その他(記者室、印刷室、休憩室、配管)	1,345.2	-		
	⑤ 駐車場(公用車)	1,423.4	2,223.9	国土交通省 現況+ 800.5㎡	
1 自動車置場(123台)	-	2,214.0	国土交通省		
2 運転手詰所(6名)	-	9.9	国土交通省		
小計:準拠部分①~⑤		29,638.8	33,447.0		
⑥ 危機管理機能	524.8	1,000.0	現況×約2.0 現況+ 486.2㎡		
合計:基本機能①~⑥		30,163.6	34,447.0		
市民利用機能等	⑦ 市民利用機能	136.5	2,000.0	現況+1,863.5㎡	
	⑧ その他機能	-	1,000.0	現況+1,000.0㎡	
	小計:市民利用機能等⑦~⑧		136.5	3,000.0	
総計:行政機能①~⑧		30,300.1	37,447.0		
【参考】	議会機能 ⑨ (議員定数60人)	2,029.3	3,000.0	旧総務省基準を機械的に仮置き 現況+ 970.7㎡	
	全合計 ①~⑨		32,329.4	40,447.0	現況+8,117.6㎡

※1

- ・現本庁舎(本館(1階除く)、別館、西会議棟、サロンギャラリー棟)
- ・消防庁舎のうち危機管理センター部分
- ・ときわ会館、埼玉県住宅供給公社及びエコ計画浦和ビルのうち賃借部分
- ・北倉庫及び印刷センター

## 規模に関する論点整理（修正版）

### 1 規模の検討に当たっての基本的な考え方

- あるべき規模は、「基本的な考え方及び機能」に応じた面積とする。  
※「基本的な考え方及び機能」における具体的な例のうち、規模につながるものを基に必要面積を検討

#### 行政機能

- 国土交通省基準に準拠する基本機能については、各算定の合計値を総量として捉える。  
※想定職員数は、現行の職員数（非常勤職員等加味）とする。
- 当該基準には想定されていない機能等については、他都市の事例を参考にそれぞれ算定する。  
※基本機能に含める機能
  - ・危機管理機能※市民利用機能等
  - ・市民利用機能（情報発信、イベント・式典・来賓対応、協働・市民交流）
  - ・将来の変化に柔軟に対応し持続可能な庁舎とするための空間

#### 議会機能

- 総務省基準による便宜上の面積とする。

#### 本庁舎全体面積

- 行政機能と議会機能は一体的な配置が望ましいとの考えの下、それぞれの合算面積とする。

### 2 今後（計画、設計等の検討段階で）、市において更に検討を深め、必要に応じ、必要面積に加減する事項

- 現時点ではその具体的な内容を確定することが難しい、振興要素、発展要素、技術革新要素

- 最終的な建設時期及び建設場所に応じ、時代に即し、かつ当該立地に適した必要諸室等

※今回は総量で捉えたことに伴い今後精査を要するもの

- ・会議室の使い方等も含めた行政システムの改革に伴う「会議室」の精査
- ・トイレのユニバーサルデザイン対応等「その他諸室・共用部分」の精査

- ・ユニバーサルデザイン対応に伴う「便所・洗面所」の増加の程度
- ・時代に即した「電話交換室」及び「理髪室」の増減（又は有無）
- ・使い勝手の良さなどを考慮した上での「湯沸室」の増減
- ・“環境にやさしい庁舎”を実践していく上での「機械室・電気室」の増減
- ・時代に即し、需要に応じた「保育施設」の有無

- ・地下駐車場の必要性を検討した上での「駐車場（公用車）」の精査
- ・維持管理方法を考慮した上での「その他機能」の増減

- 公共施設マネジメント計画（複合化、総量規制）

## 位置に関する総括資料

審議会意見を踏まえた区分	審議会資料 (※丸数字は審議会の回数を表す)	資料の概要
1. 都市づくりとの整合性	⑯将来都市構造図	・高度で広域的な都市機能が集積し、多様な都市活動や市民生活の拠点となる「都心」には、大宮駅周辺・さいたま新都心周辺地区、浦和駅周辺地区が位置づけられている。
	⑰土地利用の方針図	・広域商業業務地として、大宮駅周辺、さいたま新都心駅周辺、浦和駅周辺が位置づけられている。
2. 防災性	⑰地形図	・大宮台地と荒川や見沼田圃などの低地から成り、鉄道など都市機能は主に台地上に位置している。
	⑰緊急輸送道路	・台地上にある南北方向の鉄道に並行して、緊急時の広域的な輸送道路や地域間支援のための道路が指定されている。
	⑰洪水ハザードマップ	・河川付近や低地に浸水想定区域のある傾向がみられる。
	⑰浸水（内水）防災マップ	・河川付近や低地に浸水想定区域のある傾向がみられる。
	⑰大規模盛土造成地マップ	・河川がある低地に大規模盛土造成地のある傾向がみられる。
3. ヒトや情報の集積性	⑰公共施設位置図（コミュニティ施設等）	・南北方向の鉄道周辺など交通アクセスのよい場所に、コミュニティ関連施設や社会教育施設、公園・スポーツ施設が集積している。
4. 交通利便性	⑰交通体系の方針図	・鉄道網は、南北方向の鉄道を軸に、市の北部と南部では東西方向に鉄道が走る。道路網は、南北方向に複数の骨格的な幹線道路が配置され、それを結ぶ東西方向の道路がある。
5. 国・県等との近接性	⑰公共施設位置図（役所等）	・南北方向の鉄道沿線に、国・県等の官公署や防災関係機関が集積している。
	⑰防災関連施設位置図	

### 重要要素【ポイント】 (第 17 回審議会意見)

- ・「都心」には、鉄道や商業、業務地などの都市機能が集積している。
- ・台地上で河川のない地域、活断層のない地域は、地震や洪水等の災害の危険が少ない。
- ・広域的な緊急輸送道路に近いほど防災拠点の機能を果たしやすい。
- ・鉄道や道路が整備されているほど交通利便性が高い。
- ・国・県等の官公署と近いほど、平常時や緊急時に連携を取りやすい。
- ・中山道や日光御成道の宿場町としての歴史がある。

(※重要要素位置図を参照)

### 本庁舎の位置についてのあり方の整理

市の都市づくりの方向性と整合するためには、中核的施設を置くのは、「都心」が相応しい。

防災拠点の機能を果たすためには、災害リスクが少ない台地上で、緊急輸送道路に近接していることが相応しい。

他の施設との機能分担や連携を図るためには、ヒトや情報が集積する場所が相応しい。

交通利便性の高い場所が相応しい。

国・県等との連携が容易であるためには、官公署が集積している場所が相応しい。

シビックプライドの醸成のためにも、さいたま市の魅力を内外に発信できる場所が相応しい。

地方自治法第 4 条第 2 項を踏まえた場所である。

前項の事務所の位置を定め又はこれを変更するに当たっては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない。

合併協定書の趣旨を踏まえた場所である。

将来の新市の事務所の位置については、さいたま新都心周辺地域が望ましいとの意見を踏まえ、新市成立後、新市は、交通の事情、他の官公署との関係など、市民の利便性を考慮し、将来の新市の事務所の位置について検討するものとする。

### 第 17 回審議会意見に基づく新たな区分

シンボル性	⑱重要要素位置図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中山道浦和宿や大宮宿、日光御成道大門宿や岩槻宿の歴史がある。(歴史性)</li> <li>・さいたま市の魅力を内外へ発信する。(魅力発信)</li> </ul>
-------	----------	--

## 位置に関する比較表

項目	位置	大宮駅周辺・さいたま新都心周辺地区		浦和駅周辺地区
		さいたま新都心駅周辺	大宮駅周辺	浦和駅周辺
前回審議会の分類項目	1. 都市づくりとの整合性	①将来都市構造の中で、高度で広域的な都市機能が集積し、多様な都市活動や市民生活の拠点となる「都心」に位置づけられている。 ②人口重心に近い。	①（同左）	①（同左）
	2. 防災性	①大宮台地上に位置しており、洪水や浸水が想定される区域はない。また、大規模盛土造成地もない。 ②大規模な地震等の災害が発生した場合に、その道路の速やかな復旧が期待される、第一次特定緊急輸送道路（広域的な支援）や第一次緊急輸送道路（地域間の支援）等が近くに複数指定されている。 ③国の防災関係機関、県災害拠点病院（さいたま赤十字病院）が近く連携を図りやすい。 ④国の広域防災拠点として位置付けられているさいたま新都心は、国の出先機関が集積していることから、災害時等に情報の共有を図りやすい。	①（同左）  ②（同左）  ③指定公共機関（東日本旅客鉄道㈱大宮支社）等の防災関係機関が近く連携を図りやすい。	①（同左）  ②（同左）  ③指定地方公共機関（(一社)埼玉県LPガス協会）等や県の防災関係機関が近く連携を図りやすい。
	3. ヒトや情報の集積性	①商業施設や業務施設が多く、ヒトや情報が集まりやすい。	①（同左）	①（同左）
	4. 交通利便性	①JR3路線（京浜東北線、宇都宮線、高崎線）が乗り入れ、市内及び市外から鉄道でアクセスできる。  ②路線バスの発着があり（12系統 <sup>※</sup> ）、市内からバスでアクセスできる。  ③広域幹線道路（自動車専用道路・高速道路、4車線）が近接し、インターチェンジがあり、また幹線道路が近いことから、市内及び市外から自動車でアクセスしやすい。	①14路線が乗り入れる鉄道の結節点で、市内及び市外から鉄道でアクセスしやすい。（JR：京浜東北線、宇都宮線、高崎線、湘南新宿ライン、埼京線、川越線／新幹線：東北新幹線、秋田新幹線、山形新幹線、北海道新幹線、上越新幹線、北陸新幹線／私鉄：埼玉新都市交通伊奈線、東武野田線）  ②路線バスの発着が多く（65系統 <sup>※</sup> ）、市内からバスでアクセスしやすい。また、国内各地を結ぶ高速バスの発着が多く、市外からもバスでアクセスしやすい。  ③広域幹線道路（国道・県道、4車線）や幹線道路が近く、市内及び市外から自動車でアクセスしやすい。	①JR4路線（京浜東北線、宇都宮線、高崎線、湘南新宿ライン）が乗り入れ、市内及び市外から鉄道でアクセスできる。  ②路線バスの発着があり（32系統 <sup>※</sup> ）、市内からバスでアクセスできる。  ③（同左）  （参考）現庁舎は、最寄駅から1.3km離れている。
	5. 国・県等との近接性	①さいたま新都心合同庁舎や浦和税務署が近い。 ②国の防災関係機関、県災害拠点病院（さいたま赤十字病院）が近く連携を図りやすい。	②指定公共機関（東日本旅客鉄道㈱大宮支社）等の防災関係機関が近く連携を図りやすい。	①県庁が近い。 ②指定地方公共機関（(一社)埼玉県LPガス協会）等や県の防災関係機関が近く連携を図りやすい。
	6. シンボル性 (地域としての特色)	①国際的イベントが数多く行われている施設（さいたまスーパーアリーナ）がある。	①中山道大宮宿の歴史がある。	①中山道浦和宿の歴史がある。

※さいたま市バス路線マップ 2017 より